### 地区計画の届出について

#### 1. 届出に必要な図書

次の(1)から(8)をまとめたものを、正、副各1部提出してください。

- (1)地区計画の区域内における行為の届出書【様式 1】
- (2)委任状(建築主本人が届け出る場合は不要)
- (3)建築計画概要書【様式2】
- (4)同意書【様式7】
- (5)公図の写し
- (6)建築確認申請書(第二面から第五面)の写し(建築確認申請を必要としない行為の場合は不要)
- (7)設計図書等(行為の種別ごとに下表のとおり)

行為の種別	図面	縮尺	備考
	案内図	1/1,000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
土地の区画形質 の変更 (道路位置指定等)	区域図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び 当該区域周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	区画、形質変更の内容を表示
・建築物の建築	案内図	1/1,000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
・工作物の建設	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置及び壁面からの距離を表示
・建築物の用途変更	求積図	1/100以上	敷地面積、建築面積、床面積(工作物は敷地面積、建設面積)
・建築物等の形態	立面図	1/50以上	2面以上(小屋裏表示)、色彩計画表示
又は意匠変更	平面図	1/50以上	各階(工作物は詳細図)

※案内図は 1/1,000~1/2,000、立面図・平面図は 1/100 でも可。

(8) その他参考となるべき事項を記載した図書

#### 2. 届出の流れ

①行為に着手する日の30日前までに届出をしてください。

(書類に不備があると受付できませんので、余裕をもった届出をお願いします。)

②地区計画に適合する場合、適合通知書を交付します。

(届出受付後、審査に10日から2週間かかります。)

※建築確認申請が必要な場合は、建築確認申請前に適合通知書の交付を受けてください。

#### 緑豊かなまちづくりのために、生垣を増やしていきましょう

市では、みなさんが住宅の塀を生垣にする際に、費用の一部を負担し、 緑にあふれた街並みの形成推進に取り組んでいます。

#### 制度の内容

補助対象になるのは、道路に面して新しく生垣を設ける場合で、

木の高さが 0.8m 以上、生垣の総延長2m 以上に対して、

1m 当たり 14,000 円を限度として工事費の 9 割以内を補助します。 (ただし、補助対象 1 件あたり 28 万円を限度とします。

詳細につきましてはお問い合わせください。)

問合せ:水と緑と公園課 電話 042-346-9830



#### ■問合せ・届出先

## 小平市都市開発部都市計画課

〒187-8701 小平市小川町 2 丁目 1333 番地 TEL:042-346-9829

ロホームページ http://www.city.kodaira.tokyo.jp

ロメールアドレス toshikeikaku@city.kodaira.lg.jp

#### 小平都市計画 地区計画

# まちづくりふるさとづくり

#### 小川町一丁目地区 地区計画



## 地区計画とは

安全で快適なまち並みの形成や、良好な環境の保全などを目的に、地区の特性にあったきめ細やかな計画を地区の方々とともに考え、都市計画として定めたものです。

地区計画には、地区の将来像などを示したまちづくりの方針と、それを実現するための計画を定めています。

具体的には、建物の用途、建ペい率、容積率、高さなどの建築物に関するルールや、 道路、公園などの公共施設の配置や規模を定めることができます。

# 都市計画決定

- 都市計画決定告示 平成 19 年 12 月 18 日
- 告示番号 小平市告示第 329 号

平成 30 年 3 月 28 日 小平市告示第 64 号 小平都市計画道路 3・4・23 号国立駅大和線沿線地区地区計画の策定に伴い変更

小 平 市

# 地区計画の目標・方針

小川町一丁目地区では、土地区画整理事業が完了し、都市計画道路をはじめとする公共施設の整備と宅地の造成が行われました。

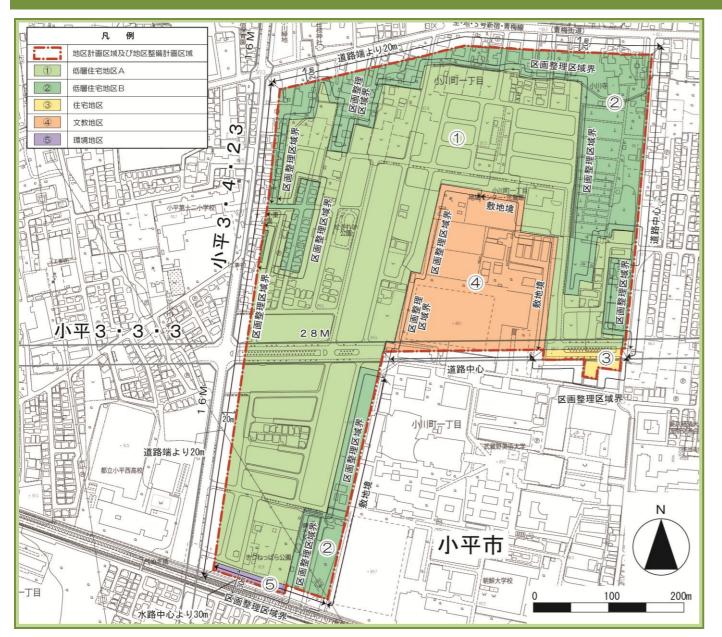
土地区画整理事業による基盤整備に伴い、良好な市街地の形成を図るため、小川町一丁目地区地区計画において、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定めました。

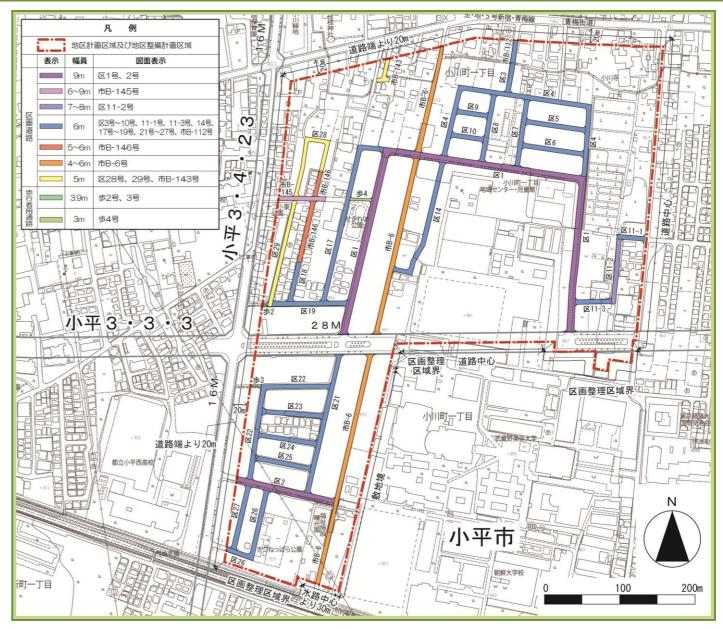
地区ごとの内容の詳細については、別紙をご覧ください。

# 用途地域等

地区の名称		①低層住宅地区A	②低層住宅地区B	③住宅地区	④文教地区	⑤環境地区
用途地域		第一種低層 住居専用地域	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種低層 住居専用地域
建蔽率		50%	40%	60%	50%	30%
容 積 率		100%	80%	200%	100%	60%
高度地区		第1種	第1種	25m 第2種	第1種	第1種
防火地域及び 準防火地域		準防火	_	準防火	準防火	_
建築物の 高さの最高限度	安	10m	10m	(25m) ※高度地区による制限	(15m) ※地区計画による制限	10m

## 小川町一丁目地区 地区計画計画図





この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。 (承認番号)29都市基交著第110号 (承認番号)29都市基街都第102号、平成29年7月12日 無断複製を禁ずる。

# 地区計画の方針及び地区整備計画(地区施設の配置と規模)

	名	称	小川町一丁目地区地区計画	位	置	小平市小	川町一丁目地内	面	積	約24.	7ha
	地[	区計画の目標	土地区画整理事業により公共施設が整備された区域と文教施設を含む周辺区域について、玉川上水及びその周辺地域の自然環境と調和した緑豊かな市 街地の形成をめざす。 また、東京都景観計画における玉川上水景観基本軸に当該地区が位置することに留意し、良好な都市景観の形成に資する土地利用を図る。								
保全に関する方針		土地利用の方針	1 低層住宅地区自然環境と調和した 形成する。2 住宅地区周辺の文教施設や低 3 文教地区	での特性に見合ったまちづくりを進めるため、土地利用の方針を次のように定める。 がた緑豊かな住宅地として、小規模宅地の無秩序な市街化の防止を図り、戸建て住宅等を主体とした良好な住環境を 住宅市街地と調和した緑豊かな住宅地として、小規模宅地の無秩序な市街化の防止を図り、良好な住環境を形成する。 前充実した地区を形成する。 こした良好な地域の特性を生かすため、緑豊かな環境に配慮したオープンスペースの創出を図る。							
方針	地	区施設の整備の方針	土地区画整理事業によって整備された、道路、通路等をその機能が損なわれないように、維持、保全する。								
Ž	-	皇築物等の整備の方針	上地区画整理事業による基盤整備に伴い良好な市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。								
		種別	名 称	幅員	総延長	備考	名	称	幅員	総延長	備考
			区画道路1号、2号	9m	約 850m	既設	市道第B-112号		6m	約 30m	既設
整	地区施設の		区画道路3号~11-1号、11-3号、14号、17号~19号、21号~27号	6m	約 2,340 m	既設	市道第B-143 号		5m	約 30m	既設
	の配置	道路	区画道路 11-2 号	7~8m	約 90m	既設	市道第B-145号		6~9m	約 60m	既設
	配置及び規模		区画道路 28 号、29 号	5m	約 290m	既設	市道第B-146号		5~6m	約 120m	既設
	<b>人</b>		市道第B-6号	4~6m	約 800m	既設					
		その他の 公共空地	歩行者用通路 2 号、3 号	3.9m	約 20m	既設	歩行者用通路 4 号		3m	約 30m	既設

# 地区整備計画(建築物等に関する事項)

		,,,,,,		に対する事項/		1 <del>2</del>	++ */7+lb \scr	100 to 110 CZ	
		地区の	名称	低層住宅地区A	低層住宅地区B	住宅地区	文教地区	環境地区 	
		区分	面積	約14.8ha	約6. Oha	約0.2ha	約3. 6ha	約0.1ha	
地区整備計画		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場			次に掲げる建築 物以外の建築物 は、建築してはな らない。 1. 学校 2. 前号の建築物に 附属する建築物		
		建築物の敷地面積の 最低限度		110㎡					
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とし、隣地境界線までの距離は0.7m以上とする。 ただし、次の建築物はこの限りではない。 1.物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの 2.自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの		建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とし、隣地境界線までの距離は0.7m以上とする。ただし、次の建築物はこの限りではない。1.物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの2.自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離は3m以上とする。		
		建築物等の高さの最高限度		_	_	_	建築物の高さの 最高限度は15m とする。		
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の制限 物等の色彩は、周辺景観との 観、風致を損なう恐れのない また、東京都景観計画によ			辺建築物との調和を図る。建築 和に配慮する。屋外広告物は景 のとする。 「玉川上水景観基本軸」を含む 寺性を生かした景観形成を図る。	建築物等の形態・意匠は、周図る。建築物等の色彩は、周辺する。屋外広告物は景観、風致ものとする。	景観との調和に配慮	は、本川上水の自然境境や同の理解を図る。ま	
		垣又はさく	の構造の制限	道路に面する箇所に設置する ただし、門柱及び地盤面から	_	_			